7 授業時程の変更等

地震や台風の接近、交通機関等の状況、感染症の発症状況等により、授業実施が困難な場合、また、登下校時の安全確保に困難な状況が予測される場合は、始業時刻の繰下げ・終業時刻の繰上げを下記の通り行います。

- (1) 始業時刻の繰下げ・終業時刻の繰上げをおこなう事由
 - ① 東京23区西部または多摩北部に大雪、暴風、台風による大雨のいずれかの警報が発令された場合
 - ② 登校時間帯に京王線の明大前から調布間が相当時間にわたって不通および不通になることがあらかじめ見込まれる場合
 - ③ その他の理由により登・下校時の安全確保が困難であると見込まれる場合
 - ④ インフルエンザ等感染症が、生徒間に発症、流行のおそれがある場合
- (2) 始業時刻の繰下げの場合の授業時程

前項により始業時刻の繰下げを行う場合は、次の内容を目安とします。

- ① 7時以前に警報が解除の場合
- ⇒ 1時限 (8時40分) より平常授業
- ② 7時より後で10時以前に警報が解除の場合 ⇒ 5時限(12時50分)より授業開始
- ③ 10時より後で14時以前に警報が解除の場合 ⇒ 9時限(17時00分)より授業開始
- ④ 警報解除が14時より後の場合
- ⇒ 「自宅学習」

(3) 終業時刻の繰上げ

不測の事態や、始業後に警報が発令された場合は、状況に応じて対応します。

「自宅学習」のため給食が提供できない場合は、給食代は返納できません。あらかじめご了承ください。

- *「警報の解除」は、気象庁予報の発表(確認)時に「警報発令が無いこと」を示します。
- * 警報発令(解除)は、気象庁ホームページや天気予報電話03-177で確認できます。